

中国地区不動産公正取引協議会

2021年度事業計画

(2021年4月1日から2022年3月31日)

1 研修事業について

- (1) 会員事業者に対する研修については、各構成団体が行う業務研修等を利用し、公正競争規約の周知徹底に努める。また、物件の新規掲載時または更新時に成約状況等の確認を怠っているなど、おとり広告に関する情報提供があることから、未然防止措置として適切な更新作業の周知に努める。
- (2) 新たに会員となった事業者に対して、「不動産の公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」を無料配付し、協議会の目的及び規約等の内容について周知を図る。
- (3) 賛助会員及び広告代理店に対しては、必要に応じ規約に関する資料を送付し、規約の周知を図る。

2 広報事業について

- (1) 「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産広告ハンドブック」を新入会員用として増刷し、公正競争規約の普及に努める。
- (2) 各団体が発行する会報等に表示規約や景品規約の解説等を掲載し、会員の規約に対する理解を深める。
- (3) 新たに会員となった事業者に対しては、公正競争規約加盟事業者としての自覚を促し、一般消費者が事業者の事務所において公正競争規約に参加しているかどうか認識できる旨の「公正表示ステッカー」を配付する。

3 調査指導事業について

- (1) 違反広告を未然に防ぐため、広告の事前相談及びゲラ刷りチェック等に積極的に応じ、適正な広告表示が行われるよう会員、広告代理店等を指導する。
- (2) 不動産情報サイトや会員事業者のホームページにおいて、契約済み物件等を掲載する「おとり広告」など、規約に違反する広告が見受けられることから、これらの広告に対する監視を強め、今年度も不動産広告の実態調査を各構成団体において実施する。
- (3) インターネット広告の適正化に向けたおとり広告撲滅のため、不動産情報サイト運営会社と連携した各サイトへの広告掲載を原則1か月以上停止する施策についても、不動産情報サイトと連携し実態調査を実施しながら厳正な措置を講じる。併せて、違約金課徴する場合の事情聴取会について他地区公正取引協議会の情報を収集しながら整備に努める。

- (4) 表示規約及び景品規約違反を発見した場合は、公正競争規約に基づき速やかに是正指導を行うとともに、「違反調査及び措置の手續等に関する規則」に従い当該事業者の所属団体に指導を依頼するなど事案処理の効率化を図る。また悪質な違反行為については、監督官庁と連携し厳正に対処する。

協議会以外の業者に係る景品表示法違反を発見した時は、監督官庁と連携し、指導等を依頼する。

4 賛助会員の勧誘

不動産広告の適正な表示を徹底するためには、実際に不動産広告を制作する広告代理店等の理解と協力が不可欠とされるので広告代理店等に対し、引続き賛助会員としての入会を勧誘する。

5 関係官庁及び他地区公取協との連携

消費者庁・公正取引委員会及び各県景品表示法主管課と連携し、監視指導体制の充実を図り、違反広告の排除を促進する。

また、他地区公取協との連携を一層密にし、常に情報の交換を行い、定期的を開催される不動産公正取引協議会連合会事務局長会議及び連合会総会において、共通問題について討議、検討を行い、規約の適正な運用を推進する。